

○高槻市社会教育委員条例

昭和48年3月31日

条例第15号

改正 平成26年3月27日条例第41号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平26条例41・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例41・一部改正)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員会が定める。

(平26条例41・全改)

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第41号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○高槻市社会教育委員会議規則

昭和48年3月31日

教委規則第2号

注 平成2年4月11日高教委規則第14号から条文注記入る。

改正 昭和52年5月20日高教委規則第11号

平成2年4月11日高教委規則第14号

平成20年3月19日高教委規則第2号

平成24年3月30日高教委規則第6号

令和元年8月9日高教委規則第6号

令和5年7月19日高教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、高槻市社会教育委員条例(昭和48年条例第15号)第4条の規定に基づき、高槻市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)に議長及び副議長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令5高教委規則7・全改)

(議事)

第3条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令5高教委規則7・全改)

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(平2高教委規則14・旧第5条繰下、平20高教委規則2・平24高教委規則6・

令元高教委規則6・一部改正、令5高教委規則7・旧第6条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月20日高教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月11日高教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月19日高教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日高教委規則第6号）抄

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月9日高教委規則第6号）抄

- 1 この規則は、令和元年8月13日から施行する。

附 則（令和5年7月19日高教委規則第7号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

（その他の経過措置）

第14条 附則第2条から前条までに定めるもののほかこの規則の施行に関し、必要な経過措置は、教育長が定める。

高槻市社会教育委員会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市社会教育委員会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部または一部を公開しないことがある。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の長（以下「議長」という。）が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 議長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。(様式第1号)

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問合せ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

- 2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務ガバナンス室に送付し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会議録は、速やかに作成する。

- 2 公開した会議の会議録は、法務ガバナンス室等で閲覧等に供するものとする。(様式第2号)
- 3 審議の概要や答申等は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。(様式第3号)

(事務局)

第9条 会議の公開に関する事務局は、教育委員会事務局教育総務課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。